



昨年から変わった点

- ・対象世帯（所得要件）が拡充されました！
（生活保護・非課税以外でも対象の可能性あり）
- ・マイナンバーによる所得審査ができなくなりました。申請には必ず課税（非課税）証明書等が必要です。
- ・就学支援金の所得審査がなくなったことに伴い、学校ではご家庭の収入状況を一切把握できません。昨年までは対象と思われる未申請のご家庭に個別に案内を差し上げることもありましたが、今年度からはそのような案内ができません。ご自身で必ず対象かどうかを確認し、もれのないよう申請してください。

かながわけんこうこうせいとうしょうがくきゅうふきん つうじょうきゅうふ 神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付） おしらせ のお知らせ

別添チラシのとおり「高校生等奨学給付金（通常給付）」のお知らせを配付します。
対象のご家庭は申請手続きをお願いします。

家計急変世帯対象給付については案内が届き次第お知らせを配付します。

	所得審査対象	所得審査基準額
神奈川県高校生 等奨学給付金 （通常給付）	保護者（原則親権者）全員	住民税所得割額が 182,500 円未満 または生活保護世帯 （年収目安 490 万円未満世帯）

※年収目安は、両親・高校生・中学生の 4 人家族で両親のうち一方のみ働いているケースの目安です。
実際に対象となるかは個々のケースで変わります。

【条件・給付金額等については水色のチラシをご覧ください。】

●対象の方は詳細版のお知らせを事務室窓口へ取りに来られるか、学校ホームページをご覧ください。システムでなく紙での申請希望の場合は申し出てください。

学校ホームページはこちら



●横須賀市在住で、生活保護・非課税世帯の区分以外の方は、一定の収入要件で「横須賀市修学支援金」の対象となる可能性があります。まだ横須賀市からの案内が来ておりませんので、給付条件や給付額等はお知らせできません。案内が届き次第、学校からも「すぐーる」で配信する予定ですが、最新の情報は横須賀市の広報やホームページなどでご確認ください。

裏面に続く

【税額の確認方法などについて】

●住民税所得割額は次のいずれかで確認することができます。市民税及び県民税の「所得割額」または「所得割」を保護者全員分合算してください。

- ① 令和８年度 市民税・県民税 課税（非課税）証明書
市役所等で発行してもらう（有料）
- ② 令和８年度 市民税・県民税 特別徴収税額通知書
会社員等で給料から住民税を天引きされている方が会社からもらうもの
- ③ 令和８年度 市民税・県民税 税額決定・納税通知書
自営業等住民税を納付書で納める方が納付書と一緒に市役所から送付されるもの
- ④ マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータル HP「わたしの情報」

※日本国籍の方は奨学給付金申請時に住民票（生徒本籍掲載）が必要になります。課税証明書を取得の際は併せて取得すると一度で済みます。

●横須賀市在住以外の方は、それぞれの自治体にも内容や要件は違いますが支援制度があると思われますので、各自治体のホームページや広報等でご確認ください。

ご不明な点は問合せ先までご連絡ください。

問合せ先

横須賀南高等学校 事務室 橘
電話 046-834-5671（音声案内 6）
平日 8：40～16：50

横須賀市修学支援金の詳しい内容については、
横須賀市教育委員会支援教育課
電話 046-822-8480